

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会

1 ひとり親家庭相談支援センター主催の出張相談会の開催回数の増と臨床心理士の配置について

要望内容

郡部などにおいて、寄り添いサロンの機能を持たせた定期的な出張相談会の回数の増（6回程度）を認めていただきますようお願いします。

また、悩みが長引く傾向にある相談者に対し、臨床心理士によるカウンセリング面談の導入をお願いします。

（説明）ひとり親家庭相談支援センター窓口や寄り添いサロン開催場所は、郡部にお住いの方には距離的になかなか来所しにくい現状があります。電話相談はありますが、こちらからも郡部にはなかなか出向けていない状況です。郡部でもサロン的雰囲気の中で出張相談会を開催し、ひとり親家庭が孤立・孤独とならないよう定期的な居場所作りをしたく、また、悩みがつきない相談者に対して、寄り添い型での傾聴・アドバイスを行う臨床心理士が同席下さればありがたく思います。

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：家庭支援課〕

ひとりで家事・育児をし、心も体も休まる暇がないひとり親家庭の親が、子どもを連れて気軽に訪れることができ、定期的に相談・交流する場として、鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託して、月1回のサロンを開設しているところであり、ひとり親家庭の孤立を防止するとともに、市町村等の窓口への繋ぎ等、生活の安定と向上に資していると認識しています。

鳥取県母子寡婦福祉連合会及び現場の相談員と意見交換を行いながら、出張相談の開催回数の増、臨床心理士によるカウンセリング面談の導入について検討していきたいと考えています。

2 「子の看護等休暇」が取得しやすい環境整備と病児保育利用料の減免措置について

要望内容

「子の看護等休暇」が、従業員の権利として適切に取得することができるよう、また有給休暇扱いとしていただくように県内企業への啓発をお願いします。

また、病児保育については、生活保護世帯、住民税非課税世帯だけでなく、すべての児童扶養手当受給者の病児保育利用料の減免措置をお願いします。

（説明）子どもの発熱や予防接種等で会社を休まねばならない場合、ひとり親家庭の親は休みを取りづらいと感じている方が多くいます。そのため、離職や時短勤務を選択する親もあるのが現状です。ひとり親家庭の母・父の収入を安定させるためにも、「子の看護等休暇」取得の権利があることの啓発と、さらに、看護等休暇は無給か有給か企業側が決められるようですが、「子育て王国鳥取県」として、「子の看護等休暇」を有給休暇と同じ扱いとなるよう県内企業に啓発していただくようお願いします。

また、仕事が休めず病児保育を利用しなければならない場合、生活保護世帯、住民税非課税世帯だけの減免ではなく、税金を納めている児童扶養手当受給者にもこの減免措置を適用していただき、子育てのために就労をあきらめることのないよう市町村に働きかけをお願いします。

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：雇用・働き方政策課、家庭支援課、子育て王国課〕

育児・介護休業法の改正により、令和7年4月から「子の看護等休暇」の対象となる子が小学3年生修了までに延長されるとともに、学級閉鎖や入学式等の事由でも取得可能となりました。県では、企業向けセミナーの中で、これらの法改正の内容に加え、「子の看護休暇」を取得させることは事業主の義務であること、育児や介護を理由に従業員が離職することを防ぐとともに人材を確保するために柔軟な職場環境づくりが重要であることを周知しており、今後も「子の看護等休暇」を有給扱いとするなどを含めて、労働者が各種休暇を適切に取得することができるよう、引き続きセミナー等で企業に啓発してまいります。

また、病児保育の実施主体は市町村であり、市町村は、国の「子ども・子育て支援交付金（病児保育事

業)」を活用し、事業実施しています。低所得者（生活保護法による被保護者世帯、市区町村民税非課税世帯）については、当該交付金において利用料を減免した場合の加算制度が設けられているところですが、児童扶養手当受給世帯については、同様の制度がありません。児童扶養手当受給世帯を減免対象とすることについては、実施主体である市町村と協調して検討する必要があることから、必要性等について鳥取県母子寡婦福祉連合会や市町村と意見交換を行ってみたいと思います。